

- ・妊婦のための支援給付
- ・妊婦等包括相談支援事業

の施行に向けた準備の状況について

施行に向けた準備状況

【実施済】

- 全国自治体に向けて説明を実施（R6/10/31説明動画配信）

[令和6年10月31日妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の施行に向けた自治体説明（YouTube動画配信）](#)

- 妊婦のための支援給付事務処理様式（案）を自治体に発出（R6/12/20）
- 自治体向けQ&Aを発出（R6/12/27・R7/2/27）

[令和6年12月27日 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 自治体職員向けQ&A（PDF／387KB）](#)

- 関係政省令（案）を自治体に発出（R7/1/24）
- 産科医療機関への協力依頼及びQ&Aを発出したことを自治体に通知（R7/2/7）

[令和7年2月7日（妊婦のための支援給付に係る関係団体への協力依頼について 産科医療機関向けQ&A）（PDF／737KB）](#)

【実施予定】

- 交付要綱等（案）を自治体に発出（R7/3月中）
- 伴走型相談支援ガイドラインの発出（R7/3月中）

子ども・子育て支援法及び児童福祉法の省令事項（案）

| 法律 | 法律の根拠条文 | | 法律の条文 | 省令案 |
|------------|--------------|------------|---|---|
| 子ども・子育て支援法 | 市町村の認定 | 第10条の9第1項 | 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、 <u>内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。</u> | <p>第〇条 法第十条の九第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする者が、当該認定の申請を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告</p> <p>二 届出年月日</p> <p>三 氏名、年齢、個人番号及び職業</p> <p>四 居住地</p> <p>五 妊娠月数（<u>申請日において、すでに出産又は死産若しくは流産している場合はその日</u>）</p> <p>六 医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名</p> <p>2 法第十条の九第一項の申請が、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十五条の規定による妊娠の届出と併せて行われるとき又は当該届出がすでに行われているときは、前項の申請書に記載するとされた事項のうち当該妊娠の届出に記載したものについては、同項の規定にかかわらず、同項の申請書に記載することを要しない。</p> |
| | 届出等 | 第10条の13第1項 | 妊婦給付認定者は、 <u>内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他内閣府令で定める事項を届け出なければならない。</u> | <p>第〇条 法第十条の十三第一項の規定による届出は、<u>出産予定日の八週間前の日（同日前に出産又は死産若しくは流産した場合はその日）</u>以降に、次に掲げる事項を市町村に提出するものとする。</p> <p>一 氏名、住所地、生年月日及び電話番号</p> <p>二 胎児の数</p> <p>三 当該妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の名称</p> <p>四 出産予定日</p> <p>五 その他市町村長が必要と認める事項</p> |
| | 妊婦支援給付金の支払方法 | 第10条の14第2項 | 妊婦支援給付金は、現金その他確実な支払の方法で <u>内閣府令で定めるものにより支払うものとする。</u> | <p>第〇条 法第十条の十四第二項の内閣府令で定める支払の方法は、妊婦給付認定者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該者の預金若しくは貯金への<u>振込み又は小切手の振出し</u>の方法とする。</p> |
| | 内閣府令への委任 | 第10条の15 | この款に定めるもののほか、妊婦支援給付金の支給に関し必要な事項は、 <u>内閣府令で定める。</u> | <p>（妊婦支援給付金の支給に関する事項の通知）</p> <p>第〇条 市町村は、法第十条の九第二項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、これらの事項を申請者及び届出者に通知するものとする。</p> |
| 児童福祉法 | 事業 | 第6条の3第22項 | この法律で、妊婦等包括相談支援事業とは、 <u>内閣府令で定めるところにより、妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者（以下この項において「妊婦等」という。）</u> に対して、面談その他の内閣府令で定める措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業をいう。 | <p>第〇条 法第六条の三第二十二項に規定する妊婦等包括相談支援事業は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項に基づく妊婦のための支援給付を受ける資格を有することの認定を受け付けた時並びに出産前及び出産後の適当な時期に、面談（<u>映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。</u>）又はこれに準ずる方法により、妊婦及び出産した者、これらの配偶者並びに市町村長が妊婦等包括相談支援事業による支援が必要と認める者に対して行うものとする。</p> |

伴走型相談支援のガイドライン

現在調査研究を行っており、今年度中にガイドラインをお示しする予定。
現場での実践にあたり参考にさせていただきたい。

○主なポイントは以下のとおり。

- ・ 給付金と効果的に組み合わせた総合的な支援
- ・ 妊婦の他にその配偶者等の家族を含めた支援
- ・ 面談者の専門性の担保とスキルアップ
- ・ 妊娠初期、妊娠後期、出産後の各時期に応じた面談のポイント
- ・ 特に妊娠後期を充実させるための取組みと工夫
- ・ 出産後以降もヘルスケアだけでなく生活全般の相談支援が重要
- ・ 面談は対面を基本にオンラインなどを効果的に活用
- ・ 一貫した相談支援のための継続性の担保と面談の質の向上
- ・ 流産等をした方へのグリーフケア
- ・ 様々な状況下にある要支援妊婦への配慮した相談支援

令和7年度予算案 816億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、令和7年度から施行される。妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

改正後の子ども・子育て支援法第68条第1項に基づき、市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

日本国内に住所を有する妊婦

<支給に必要な手続・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円を支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う
⇒妊娠している子どもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

- ・現金振込等確実な支払方法

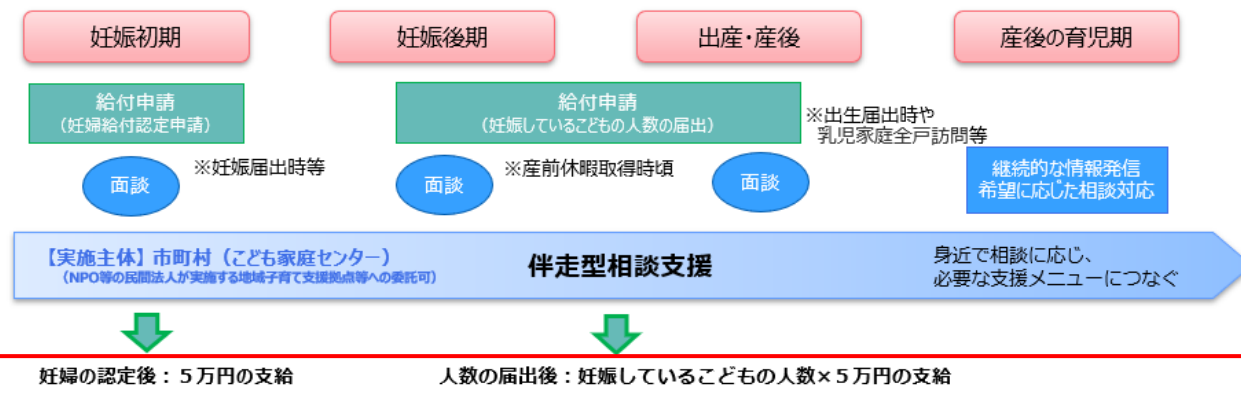
※希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能。

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に**妊娠している子どもの人数×5万円**を支給する。

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。



※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）
※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけた。
- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

事業の概要

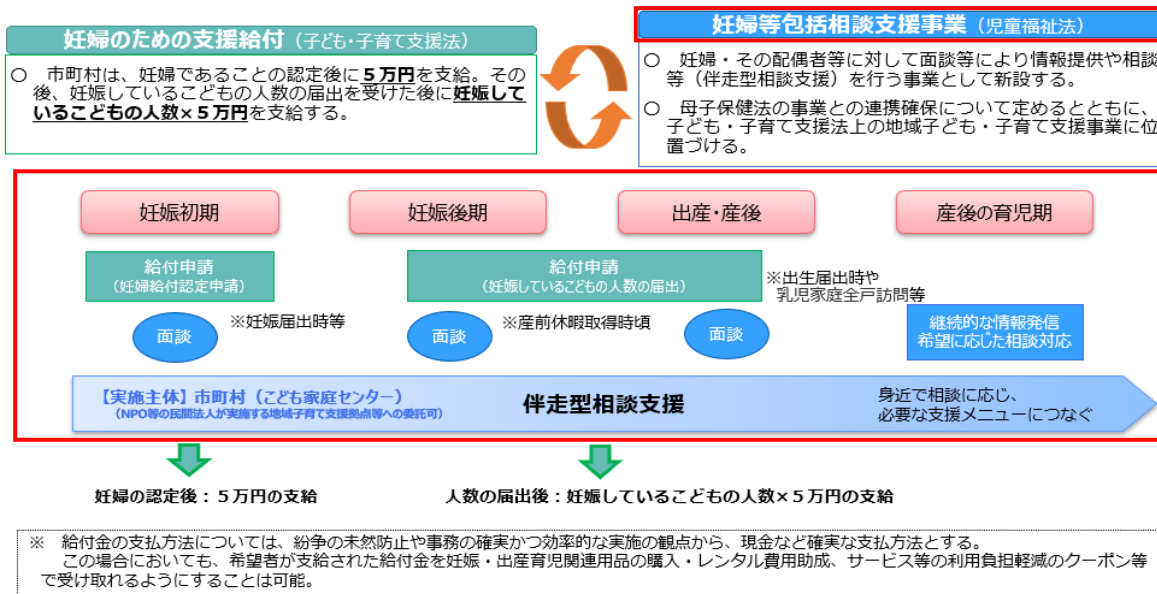
妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターの面談対応件数等、業務量に応じた補助単価の設定を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1/2

（都道府県：1/4、市町村：1/4）

【補助基準額案】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- | | |
|---------------|------------|
| ①700件以上 | ： 15,584千円 |
| ②200件以上700件未満 | ： 9,911千円 |
| ③200件未満 | ： 8,239千円 |

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。
また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

令和7年度予算案 22億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

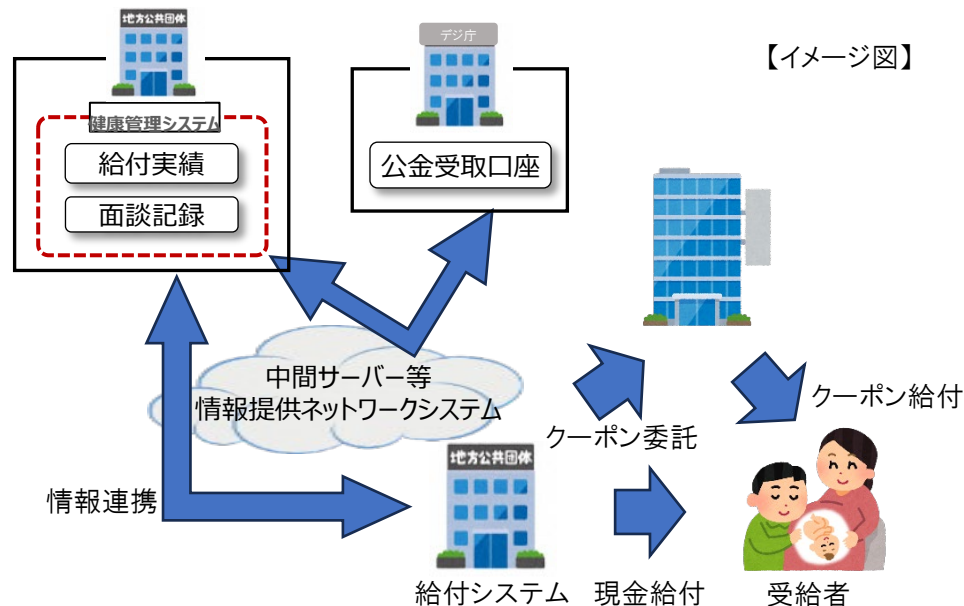
- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。

事業の概要

妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることができるため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。

【対象経費】

- ①クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給のための委託費）
- ②妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ③自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）
（①は都道府県も対象）

【補助率】

- ①国 10/10
- ②国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
- ③国 2/3 市町村 1/3

【補助基準額案】

こども家庭庁長官が必要と認めた額